

第1回検討会 主な発言内容（抜粋）

人材育成

- 児童相談所の地域によっては、臨検、捜索など困難な法的対応の経験はほとんどない。今後、困難な法的対応が生じた場合は、困ってしまう。こうした点からも、**人材育成の共同推進**はありがたい
- 区児相もトレセンが使えると有難い。特別区研修所との相互乗り入れも進めてほしい
- 都は、引き続き、区からの派遣職員を受け入れてほしい
- 人材が厳しい状況の中、研修へ送り出すのはなかなか厳しい。現場の職員が参加できるよう、**業務効率化の部分で工夫を**
- 子家、児相の連携もちろんだが、**母子保健との連携も大切**だ。研修の対象に考えてほしい
- 人材確保は喫緊の課題。人材のローテーションを組むなど様々考えているが、虐待ケースの介入対応で職員が疲弊することもある。都区で人材育成・確保を、共に手を携えて乗り越えていきたい。**児相センターの治療指導機能を含めた抜本的な改革に期待したい。**

児童相談所の体制強化

- DXは自治体ごとに導入しているシステムが違うので、区の実情なども把握しながら進めてほしい
- サテライトや子家セン分室など都の取組は、これからもどんどん進めるべき
- **子家セン・分室のメリット**はどこにあるのか
⇒（都回答）迅速な情報共有や共同で緊急受理会議ができる。**日常的に顔の見える関係が作れる**
- 都児相への送致は年間300件程度。児相のハードルが高い印象。いざという時は、児相が受け付けていかないといけない【都側より】

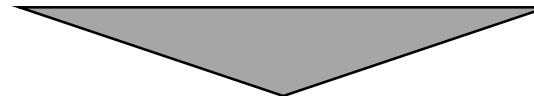
ケアが必要な児童への対応

- 対応が難しい児童の受け皿が無い状況では、**治療指導課の機能強化は不可欠**だと思う
- 心理治療施設については、全国の施設に入所打診している状況。こうした課題も広域的にやっていきたい

①児相設置区と都との連携について

課題

- 区立児童相談所・都児童相談所とともに、**職員の計画的な育成や専門性の向上は共通の課題**
- 虐待ケースの介入対応で職員が疲弊することもある。人材育成・確保を、都と区で乗り越えるとともに、**都児童相談センターの治療指導機能を含めた抜本的な改革が必要**
- 親権停止など困難な法的対応が必要なケースについて、常に迅速・的確な対応が必要
- 児童相談所の地域によっては、**困難な法的対応が生じた場合は対応に苦慮**
- 区児相が設置が進む中、都全体の相談援助業務の標準化・質の向上を図ることが求められる
- 全国各地から青少年が居場所を求めて集まる「トーヨー」問題や、いわゆる「赤ちゃんポスト」への対応の検討など、**新たな課題への対応が必要**
- 都児相・区児相間での個別ケースの引継ぎ等をより迅速・的確に行う仕組みが必要
- 虐待件数が増大する中、**虐待を未然に防止するため**、地域において子供や家庭に対し、**妊娠期から切れ目なくきめ細かな支援を行うことが求められている**
- 心理的治療など、**ケアの必要な児童への対応が必要**



取組の方向性

- 研修など人材育成の取組を充実
 - ・都トレーニングセンターと区職員研修所の連携など
- 都区が連携して事例検討やデータ収集を実施
- 個別ケースに係る情報共有の仕組みづくり（警察との情報共有についても都区で連携して実施）
- 虐待の未然防止に向けた区の取組の更なる充実
 - ・「こども家庭センター」の設置を見据えた予防的支援の取組の充実
 - ・とうきょう子育て応援パートナー事業と予防的支援とうきょうモデル事業の展開

児童福祉法第59条の4第1項に基づき、児相設置区は自らの事務として児童相談所行政を実施

②児相を設置していない区の体制強化と都児童相談所の体制強化

(1) 区子供家庭支援センターの機能強化

課題

- 地域の一義的な窓口である**子供家庭支援センター**における虐待相談件数は増加傾向であり、より一層の体制強化が必要
 - ・児童相談所と子供家庭支援センターの役割分担が進む中、児童相談所からの「逆送致」案件も増えている
 - ・虐待案件は状況が急変するなど適時適切な対応が求められること、また、子供の成長発達に応じて表面化する情緒的な課題に対応しなければならないことなどから、子供家庭支援センターの支援についても専門性の向上が求められる
- これまでも、虐待対応については児童相談所と子供家庭支援センターが緊密に連携して行ってきたが、虐待が質・量ともに深刻化する中、**より一層の連携を行うための仕組みが求められる**
- ケース対応で多忙な現場職員が研修を円滑に受講できるよう、**業務効率化の部分で工夫が必要**
- 虐待件数が増大する中、**虐待を未然に防止するため**、地域において子供や家庭に対し、**妊娠期から切れ目なくきめ細かな支援を行うことが求められている**

取組の方向性

- 子供家庭支援センターの体制強化向けた支援
 - ・子家セン職員の都児相への研修派遣の充実、子家センの対応力強化（逆送致への支援）、DX活用による業務効率化、子家セン職員向け研修の充実
- 都児童相談所による専門的支援
 - ・困難ケースに対する技術的支援、ケニアーズの高い児童への専門的支援
- 都児童相談所と子供家庭支援センターの連携の拠点づくり
 - ・都児相サテライト、子家セン分室の設置に向けた支援
- 虐待の未然防止に向けた区の取組の更なる充実
 - ・「こども家庭センター」の設置を見据えた予防的支援の取組の充実
 - ・とうきょう子育て応援パートナー事業と予防的支援とうきょうモデル事業の展開

②児相を設置していない区の体制強化と都児童相談所の体制強化

(2) 都児童相談所の体制強化

課題

- 虐待が深刻化する中、子供家庭支援センターを支援するためには、都児童相談所の体制強化が不可欠
- 都児童相談所の対応力を強化するためには、**職員の計画的な育成や専門性の向上が不可欠**
- 全国各地から青少年が居場所を求めて集まる「ト一横」問題や、いわゆる「赤ちゃんポスト」への対応の検討など、**特定の自治体だけで解決できない問題も顕在化**しており、**広域的な観点からの検討が必要**
- 虐待を受けたことにより、トラウマ症状や愛着障害など、**ケニアーズの高い児童が増えており、専門的なケアが求められている**
- 人材育成や広域的な対応を進めるためには、中核的な機能が必要



取組の方向性

子供家庭支援センターの支援を充実・強化するため、都児童相談所・児童相談センターの体制を強化

- 政令等による児童相談所設置基準などを踏まえた都児童相談所の強化
 - ・都児相の新設、一時保護機能の充実・強化
- 都児相における専門職を増員するとともに、研修など人材育成の取組を充実
 - ・児童福祉司・心理司の増員、トレーニングセンター等による実践的研修の充実（都児相、非設置自治体の子家セン向け）、リーダー層の充実
- 困難事例に対し、広域的・専門的に対応していくための取組の推進
 - ・広域的な課題に係る共通ルール調整、ケニアーズの高い児童への専門的支援
- 治療指導機能の充実、人材育成を進めるための都児相センターの役割の強化

今後のスケジュール案

- ・令和5年9月11日 : 第1回検討会
　　<終了> 課題の共有、論点整理
- ・令和5年10月26日 : 第2回検討会
　　<本日> 論点整理、取組の方向性について議論
- ・令和5年11月 : 第3回検討会
　　取組の方向性、具体策について議論
- ・令和6年2月 : 第4回検討会
　　議論のまとめ

児童福祉法上の区と都の役割について

区の役割

※条文を一部加工

- 市町村(区)は、児童及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握、情報の提供、家庭からの相談対応、必要な調査及び指導等を行わなければならない。 (法第10条第1項)

都道府県の役割

- 都道府県は、市町村(区)の業務（児童及び妊産婦の福祉に関する業務）に関し、次の業務を行わなければならない。
 - ・ **市町村(区)相互間の連絡調整、市町村(区)に対する情報の提供、市町村(区)職員の研修その他必要な援助及びこれらに付随する業務を行うこと。** (法第11条第1項第1号)
 - ・ 各市町村(区)の区域を超えた**広域的な見地から、実情の把握に努めること。** (法第11条第1項第2号イ)
 - ・ 前2号に掲げるもののほか、**広域的な対応が必要な業務並びに家庭その他につき専門的な知識及び技術を必要とする支援を行うこと。** (法第11条第1項第3号)
- 都道府県知事は、市町村(区)の業務（児童及び妊産婦の福祉に関する事務）の適切な実施を確保するため必要があると認めるときは、**市町村(区)に対し、体制の整備その他について必要な助言を行うことができる。** (法第11条第2項)

児童相談所設置市の役割等

- この法律中**都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、児童相談所設置市(区)においては、政令で定めるところにより、当該市(区)が処理するものとする。** (法第59条の4第1項)
- 児童相談所設置市において、法第59条の4第1項の規定により、**児童相談所設置市(区)が処理する事務は、法及びこの政令の規定により、都道府県が処理することとされている事務とする。** (施行令第45条の3)

※法第11条第1項第1号及び第2号イの規定による**市町村(区)相互間の連絡調整等、同項第3号の規定による広域的な対応が必要な業務、同条第2項の規定による助言（中略）を除く。**
- 都道府県知事は、**児童相談所設置市(区)の長に対し、当該児童相談所の円滑な運営が確保されるように必要な勧告、助言又は援助をすることができる。** (法第59条の4第4項)

1 赤ちゃんポストの概要

- ・母が匿名で、乳児を預け入れる取組
- ・国内では、熊本市の慈恵病院が「こうのとりゆりかご」の名称で、病院内に設置

2 法的位置づけ

医療法、児童福祉法上の規定はない

3 慈恵病院における預入件数

	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	計
件数	17	25	15	18	8	9	9	11	13	5	7	7	11	4	2	9	170

※熊本市公表資料より作成

4 身元判明の割合

7.5～8割程度は、児童相談所による調査の結果、ポストに預け入れ後、身元が判明

5 慈恵病院の取組

① 相談体制の強化

- ・預け入れる場所にインターフォンを設置し、預け入れ前に相談が可能な体制を24時間確保
- ・ゆりかご開設前の平成18年11月から24時間無料電話相談を開始（現在はメールでも受付）

※実績：R4年度2,799件（うち県外1,402件）、R3年度4,718件、R2年度7,001件

② 乳児の受け入れ体制

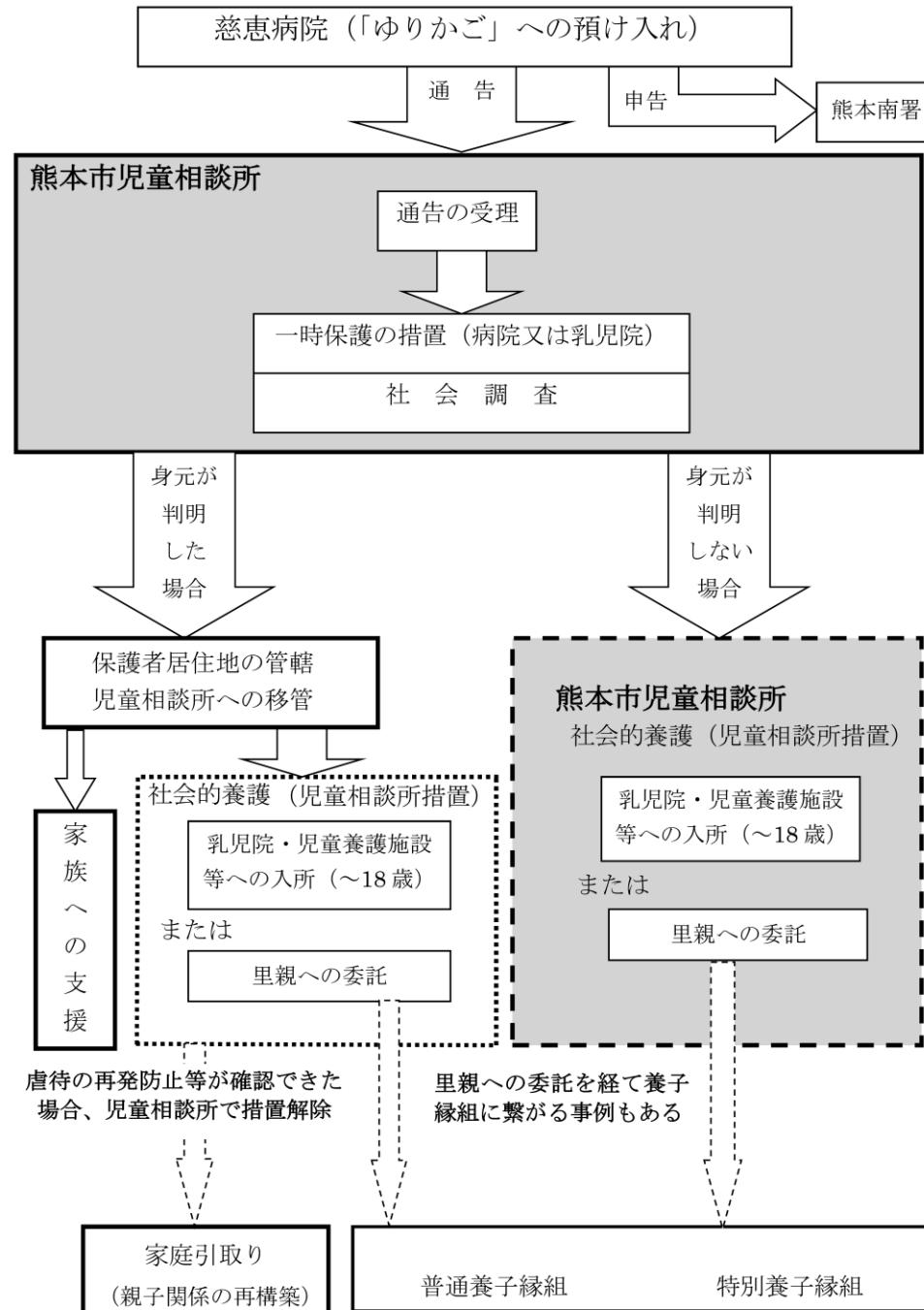
- ・預け入れと同時にブザーが作動し、職員が直ちに子供を保護するとともに預け入れ者と接触を試みる

③ 児童相談所との連携

- ・速やかに児童相談所へ通告、児童相談所は、昼夜を問わず通告後1時間以内に病院に駆けつけ、可能な場合は預け入れ者と面会

※熊本市は、赤ちゃんポストの実施に当たり、病院施設に係る医療法上の変更許可を行う際、「子どもの安全確保」、「相談機能の強化」、「公的相談機関等との連携」の3つの留意事項を遵守するよう条件を付した

ゆりかごに預け入れられた子どもの措置援助等のフローチャート



「内密出産」について

1 内密出産の概要

- ・妊婦が身元情報を医療機関の一部の者のみに明らかにして行う出産
- ・現在、熊本市の慈恵病院が実施している
※慈恵病院の実績：11件（令和5年5月現在）

2 国が策定したガイドラインの概要（令和4年9月30日公表）

○内密出産をした時の取扱い

- ・当該妊婦が出産した子供は、母が事実上親権を行使することが不可能であり、現に監護するものがいないことから、要保護児童に該当
- ・通告、戸籍の作成等について関係機関で連携して対応する必要
- ・子供の出自を知る権利を保障する観点から、出産した者の身元情報を医療機関で適切に保管

○各機関（医療機関、児童相談所、区市町村等）において必要となる対応

- ①妊婦から受入医療機関への相談
- ②受入医療機関から当該妊婦に対し、身元情報を明らかにした上で出産について説得
- ③妊婦が身元情報の開示に同意しない場合、受入医療機関における仮名等での診療録等の作成
- ④出産後、受入医療機関から母に対し、身元情報を明らかにした上で出生届提出を催告
- ⑤母が出生届を提出する意向がないことが確認された場合、受入医療機関から当該医療機関の所在地を管轄する児童相談所に対し、要保護児童の通告
- ⑥児童相談所から管轄の市区町村に対し、戸籍作成に必要な情報を提供し、市区町村長による戸籍作成
- ⑦受入医療機関、市区町村、児童相談所間で連携し、要保護児童への対応

「ト一横」の現状について

1 概要

- 家庭等に問題を抱えた青少年が、居場所を求めていわゆる「ト一横」に昼夜を問わず集結
- 20歳未満の者の飲酒・喫煙、傷害等の問題行動のほか、児童買春等の犯罪被害も発生

【具体的な実態】

- 被害リスクを抱える青少年
 - ・ 青少年が各種対策でも危険性が認識できないなどし、SNS等を通じリアルな居場所を求め来訪
 - ・ 集まる青少年について、小学生もいるが、中学生、高校生が多い。また、女性の割合が高い。
 - ・ シネシティ広場周辺に小規模グループ等で点在。彼らに交じって大人も見られる。
- 加害者となり得る大人
 - ・ 悪意のある大人が青少年がいる場所に集まっている。
 - ・ ナンパ、客引き等をきっかけに青少年に加害することがある。また、青少年グループの中にいる大人が言葉巧みに騙すなどし、加害に至るケースもある。加害様態は多様。
- 被害場所等となり得る空間
 - ・ 利用のハードルが低く、児童買春等の犯罪被害等の「場」となりやすい一部のビジネスホテル等、個室空間が青少年の居場所となっている。
 - ・ 大人や青少年が「1名」で予約した部屋に、宿泊予定外の青少年複数名が無断で泊るなどしている。
 - ・ 「被害場所」となるほか、ト一横への長期滞在の拠点として青少年が利用している実態がある。



【周辺地図】



【シネシティ広場の様子】



2 東京都青少年問題協議会の答申

「ト一横」における青少年の各種被害等の解消が喫緊の課題。こうした被害等の抑止・軽減に焦点を絞り以下の3つの視点で議論。以下の諸対策を提言

【視点1】被害リスクを抱える青少年への対策

- 今実際に集まっている人を守るための対策 ⇒ ●更なる実態把握の推進 ●相談しやすい環境の整備
●関係機関間の一層の連携
- 今後来る者への対策（特にSNS） ⇒ ●青少年によりリーチしやすいSNS啓発の実施
- 青少年の保護者への支援 ⇒ ●保護者の悩み事の相談先に係る周知

【視点2】加害者となり得る大人への対策

- 確信的に加害しようとする者への対策 ⇒ ●警察の取締り ●犯罪抑止に繋がる即応性のある警告
- 行為を控える可能性のある者に対する対策 ⇒ ●ネット・スマホ等にダイレクトに注意喚起する啓発

【視点3】被害場所等となり得る空間への対策

- 一部のホテル、ネットカフェ等への対策 ⇒ ●業界等と連携した実態把握、啓発
●状況が改善しない場合に必要に応じた新たな規制

〈東京都青少年問題協議会〉

《目的》青少年問題に関する総合的施策について必要な重要事項を調査審議するとともに、
関係行政機関相互の連絡調整を図るほか、知事及び関係行政機関に対し意見を具申

《設置》昭和28年度

《構成》会長：都知事

委員：区長・市長、都議会議員、学識経験者、関係行政庁

治療指導課について

組織の概要

児童虐待が深刻化する中、ケアニーズが高い児童や保護者への心理的ケアや治療指導を行うとともに、対応困難なケースについて、施設職員等に対し指導、助言を実施

主な業務内容

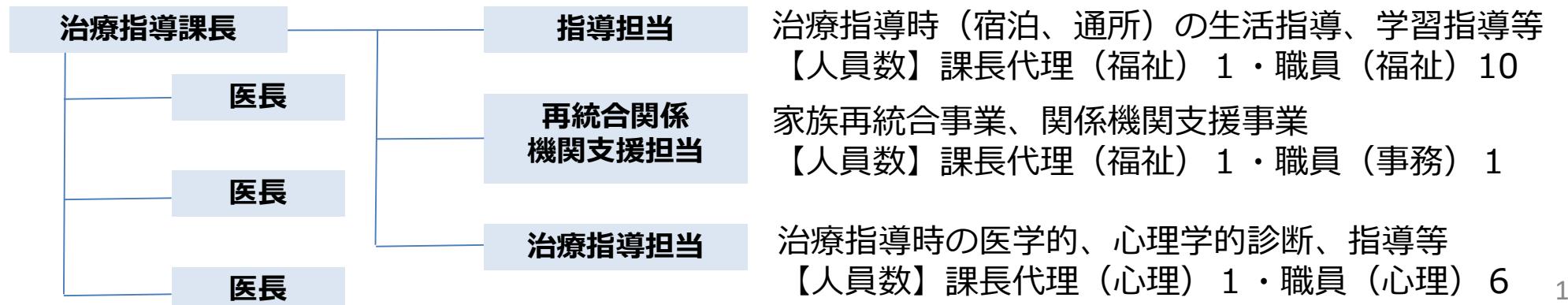
情緒に課題のある児童への治療指導

- 虐待による P T S D、愛着障害、家庭内暴力など、情緒的問題や行動上の問題がある児童と保護者に対し、専門スタッフが医療・心理療法や生活療法などにより、集中的に支援
- 情緒面で課題のある児童を一時保護し、専門的なアセスメントにより、短期的な治療指導を実施

関係機関支援

- 一時保護所や児童養護施設等において不調状態にある児童への専門支援（巡回指導）等を実施

組織図



デジタルを活用した都児童相談所業務の効率化について

① LINE等を活用した保護者・児童の面接

- タブレット（LINE等）を活用し、必要時に柔軟に保護者、児童とwebで面接

※面接は、対面で行うことが基本であり、
webによる面接は補完的に活用



② モバイルPCを活用した所内会議

- 大型モニター、タイムス端末を用いて会議を実施

- 各種所内会議様式をデジタル化して、ペーパレスを推進



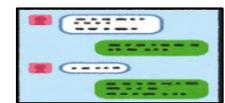
③ スマホを活用した業務の効率化

- 児童福祉司、児童心理司にスマホを支給
- 地図や記録作成ツールなどを活用し業務を効率化
- スマホを内線化し、フリーアドレスが可能となる環境を整備



④ AIを活用し電話対応を効率化

- AI音声マイニングシステムを段階的に児童相談所で導入
- 通話音声がリアルタイムで画面に文字で表示され、上司が近くで助言可
- 電話への対応力の強化や記録の効率化



こうした取組を通じて、児童相談所のQOSの向上や業務の効率化・省力化、ペーパレス、タッチレスを推進

児童相談所と警察との情報共有について

相談ケースの共有の現状

- 平成28年4月1日付厚労省通知により、虐待事案のうち重篤な事案等を警察と情報共有するなど連携するよう通知
- 平成30年3月の目黒区女児虐待死事件を背景として、平成30年7月20日関係閣僚会議決定「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」により、国が、児相と警察との間での情報共有を全国ルールとして明確化
平成30年9月7日、都と警視庁との間で「児童虐待の未然防止と早期発見に向けた情報共有等に関する協定書」を締結

■ 情報共有の範囲（令和4年度実績2, 444件）

- 1 身体的虐待、ネグレクト、性的虐待のうち、支援継続中の事案
- 2 48時間以内に安全確認が出来ない事案
- 3 都以外からケース移管された事案、都以外へケース移管した事案

■ 情報共有の内容

虐待種別、児童氏名、生年月日、虐待者、住所等連絡先、家族状況、相談内容、援助方針、一時保護・措置等回数

■ 情報共有の方法

月1回、本庁で児相システムから対象情報を抽出し各児相の確認を経たうえで、警視庁少年育成課にデータ送付
48時間以内に安全確認出来ない事案など、至急共有する必要がある事案は随時共有

口頭通告の現状

- 急増する児童虐待の通告の対策として、令和4年1月11日付警察庁生活安全局長通達により、以前は各児童相談所に郵送していたが、警察が虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、口頭により児童相談所に通告し、その内容を記載した書面を事後に送付するよう通知
- 東京都と警視庁では令和4年6月から口頭通告の試行を開始し、令和5年4月1日から口頭通告を本格実施

■ 口頭通告の受理要領（月平均429件）

警察が該当児童を発見した場合、児相へ以下の情報を電話で通告し、児相職員は聞き取った内容を記録し受理

「児童氏名・生年月日・住所・就学状況、保護者氏名・生年月日・住所職業、家族構成、連絡先、虐待者、虐待種別、通告した警察官の所属・氏名等」

課題等

- ・相談ケースの共有について、より迅速かつ効率的な共有方法を検討する必要がある。
- ・口頭通告の受理について、その都度電話で聞き取りながら内容を記録している。

子供家庭支援センター職員向け研修（東京都実施）

資料 8

センター長

役割：子供家庭支援センターの管理、統括、人材育成

新任センター長研修

（前期・後期）

センター長研修（全3回）

- 児童相談所と子供家庭支援センターの役割
- 死亡事例・困難ケース
- マネジメント

虐待対策コーディネーター

役割：センター内のケース進行管理等の調整、関係機関との連携

職員：相談援助業務の実務経験が3年以上ある虐待対策ワーカー

虐待対策コーディネーター研修（全2回）

- 東京ルール
- 児童相談所と合同での事例検討

主任虐待対策ワーカー

役割：虐待対策ワーカーの役割+困難ケース対応、
同僚への指導、助言

職員：センターにおける経験年数が3年以上の虐待対策ワーカー

虐待対策ワーカー研修（全12回）

- アセスメントやケースワーク等全般

虐待対策ワーカー

役割：虐待相談、支援、他機関との連携・調整

職員：児童福祉司任用資格を有する専任・常勤職員

児童相談所・子供家庭支援センター合同研修（中堅・全1回）

- 児童相談所と子供家庭支援センターが連携した事例の紹介、意見交換

児童相談所への短期派遣研修（全5日）

- 緊急受理会議、ブロック会議、援助方針会議参加等

子供家庭支援ワーカー

役割：総合相談、在宅サービスの提供と調整等

職員：社会福祉士等の有資格者、相談援助活動経験が豊富な者

児童相談所・子供家庭支援センター新任職員合同研修

- 家庭訪問のロールプレイ

（心理専門支援員）

役割：子供や保護者への心理的ケア、保育所等の関係機関へのSV

職員：公認心理師、臨床心理士、大学等の心理学専攻の卒業者等

心理専門職集合研修

- 承認モード
上手な質問の使い方
助言、指導のポイント
(GoodCommunicationModel)

* 上記の研修のほか、職層を限定しない、以下の研修を実施。

①社会的養護等の施設見学研修（全5回） ②時事的課題を扱う「タイムリー研修」（全3回）